

長野県食と農業農村振興審議会資料

平成 19 年 1 月 19 日開催

目標

農業を自立した産業として確立させること
～ 「儲かる農業」を目指して～

長野市農業・農村の再生プラン〔重点施策〕

1. 農業経営基盤の強化
～ 担い手の育成・確保～

..... 1 ページ

2. 中山間地域の活性化
～ 交流人口増進と地域の受け皿組織への支援～

..... 2 ページ

3. 遊休農地対策
～ 遊休農地の復元と有効活用～

..... 3 ページ

4. 地産地消の推進・農産物のブランド化
～ 市民との協働と農産物認証制度創設～

..... 4 ページ

5. 環境にやさしい農業の推進
～ 減農薬・減化学肥料による循環型農業の普及～

..... 5 ページ

6. 農業を産業に
～ 生産性を上げ、生活基盤をつくり、将来性のある産業へ～

..... 6 ページ

1. 農業経営基盤の強化

～ 担い手の育成・確保 ～

〈基本方針〉

- ・ 機械の共同利用、農地の利用集積、農作業受委託を推進し、地域全体で農業を支える集落営農組織の育成に重点に取組み、農村・農業の再生を図る。
- ・ JA・行政・商工事業者等の情報と機能の一元化による機能的な農業公社を設立し、農作業支援体制の再構築、農地保有の合理化による農業経営基盤強化促進等の効率的で迅速な農業支援策を展開し、農業振興を図るとともに、地域農業の担い手となる農業経営体について、生産基盤から経営改善、販売まで支援強化を図る。
- ・ 認定農業者、農業法人等に対し、融資資金や助成制度の拡充など多様な方策により重点的に支援し、意欲と能力ある地域の担い手育成を図る。

○集落営農組織の育成・支援

- ・ 集落営農組織、認定農業者等の経営体を重点に支援し、国の経営所得等安定対策の要件を満たす集落営農組織、認定農業者を育成・確保。

集落営農推進モデル事業（2JAで4集落）

目標経営体 H19年度 10、H23年度 30

○長野市農業公社設立

- ・ JA、農業委員会、市、商工事業者等の機能の一元化を図り、新たな機能を加えた長野市農業公社の設立

人材確保、資金調達、独立採算制

- ・ 設立目標：H19年度

（業務内容）

農地の貸借の調整、農作業の受委託の促進、農作業労働力の斡旋、農業機械のリース、認定農業者・集落営農組織・農作業受委託組織・農業法人の育成支援、各種補助・融資制度の相談、営農指導、新規就農者の相談・技術講座の開設・支援、市民対象の農業講座開設、農業者のマーケティング力強化、都市と農村の交流事業、等

2. 中山間地域の活性化

～ 交流人口増進と地域の受け皿組織への支援～

《基本方針》

- ・ 条件不利地域である中山間地域等での農業・農村の維持・保全のため、中山間地域等直接支払制度、空家利用を含む定住化策等の支援強化を図る。
- ・ 地区の遊休農地活性化委員会・有害鳥獣対策協議会と連携し、農業を中心とする地域活性化対策の検討・実施を支援。
- ・ 農業体験・農家民泊、山村留学、修学旅行等による都市住民との交流事業を推進・支援し、交流人口の増加を図る。

○中山間地域等直接支払交付金と新規の事業展開

- ・ 交付金を農業の再生産のために使い、集落に活力をつける

○遊休農地活性化委員会（13地区）・有害鳥獣対策協議会（13地区）の取り組み強化

- ・ 地域が主体的に取り組み、関係機関と連携・協力して活性化を推進。
- ・ 実態調査結果を検証し、地域の特色を活かした新たな活性化策を支援。

○都市住民との交流、観光と連携した農村からの情報発信強化

- ・ 地域が主体的に取り組む組織づくりと農業体験、農家民泊を商品化し、交流人口を増加させ地域活性化を図る。
- ・ 農業体験プログラム作成、交流体験施設の運営（NPOの協力、グリーン・ツーリズム）、空家の活用、旅行事業者との連携強化、長野市農業体験協議会（仮称）の設立。

3 . 遊休農地対策

～ 遊休農地の復元と有効活用 ～

《基本方針》

- ・ 農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区別し、今後遊休農地となる恐れのある農地を含め、農業上の利用の増進を図る農地については、認定農業者はじめ株式会社を含む多様な担い手に利用集積を促進。
- ・ 優良農地の復元を積極的に支援し、市民農園の開設、地域奨励作物の生産拡大などにより遊休農地の発生防止、解消に努める。

○ 農地の管理状況を把握し、総合的継続的な遊休農地対策を構築

- ・ 3年毎に全農家対象に調査、データを蓄積する（H18～19年度調査）。
- ・ 地域農業の再編成の基礎的資料として活用を図る。

○ 遊休農地の復元支援と優良農地の確保

- ・ 中山間地域遊休農地復元事業。
- ・ 小麦、大豆、そばの栽培を奨励し、遊休農地の増加防止を図る。
- ・ 遊休農地を活かそう支援事業 H18～20。

（中山間地域に続き、平坦地における遊休農地を復元し奨励作物の栽培や市民農園の開設を支援し、優良農地を確保）

遊休農地復元目標 15 h a（平坦部 10、中山間地 5）* 5年 = 75 h a

4. 地産地消の推進・農産物のブランド化 ～ 市民との協働と農産物認証制度創設～

《基本方針》

- ・ 市民との協働による地産地消事業を積極的に推進。
- ・ 小麦・大豆・そばの地域奨励作物の生産拡大を図り、市内の食品産業と連携し、原材料として利用促進。
- ・ 食の安全・安心の消費者ニーズに応え、減農薬、減化学肥料栽培の農産物や伝統的特産物等の第三者機関による認証制度により、付加価値の高い産地づくりを促進。

地産地消推進事業

- ・ 23の民間団体で構成する地産地消推進協議会により事業推進。
- ・ 地産地消協力店の認定制度。
(直売所、量販店、加工事業者、飲食店、宿泊施設を対象)
- ・ 地産地消推進本部を庁内に設置し、関係部署で地産地消推進。

地域奨励作物支援事業

- ・ 小麦・大豆・そばを奨励作物に指定し、生産拡大を図る。
- ・ そば、うどん、おやき、納豆、豆腐、みそ等特産品の原材料として市内の食品産業で利用促進。

農産物認証制度の創設

- ・ 伝統野菜、有機堆肥で栽培した環境にやさしい農産物等。

5 . 環境にやさしい農業の推進

～ 減農薬・減化学肥料による循環型農業の普及～

《基本方針》

- ・家畜の排泄物、きのご廃培地、生ごみや剪定枝等の有機資源を原料に堆肥をつくり農地に還元し、農産物を生産する環境型農業を推進し、有機資源の有効利用を図る。
- ・環境にやさしい農業研究会・環境部と連携し、家庭生ごみの分別収集と堆肥化を目指し生ごみ減量のモデル地区を設ける。

○長野市方式の循環型を確立

- ・有機資源を使った実証実験、実証農場（H17～19 長野市有機資源活用モデル事業）。
- ・モデル集落・事業所による実験（H20～22 家庭生ごみ分別収集モデル・堆肥化実験モデル事業）を実施。

○バイオマス利活用計画の樹立

堆肥センターの建設支援

6. 農業を産業に

～生産性を上げ、生活基盤をつくり、将来性のある産業へ～
(魅力ある農業の確立による後継者不足の解消)

《考え方》

・マーケティングの視点(消費者の視点)

○需要予測

- ・県内、県外、海外
- ・商品別、地域別、価格帯、契約栽培、品質・量

○需要予測をもとに、県内産業として、どのくらいの%をつくることが可能か(供給が可能か)

- ・目標設定・価格帯
- ・目標達成に向けて生産農家(団体)の募集
- ・補助金や価格保証
- ・指導(技術面・経営面・販売手法)の必要性